

1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、保険給付に必要な費用を全額、都道府県から保険給付費等交付金が支給される制度改革が行われました。

我孫子市では、毎年、被保険者数が減少しており、それに伴い収入源である保険税納付額等も税率改定による増加はあるものの、減少傾向にある一方、1人当たりの医療費は増加しているため、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いています。

令和3年度及び5年度に税率改定を行いました。不足額の解消に至っておらず、令和4年度までは国保財政調整基金を活用することで対応していました。しかし、基金残高も減少し、令和5年度は基金残高全額を繰入れしても不足額の解消に至らず、赤字補填のため、一般会計から法定外繰入（その他繰入金）を行わなければならない状況です。

単位：円

年度	令和3	令和4	令和5（見込）	令和6（見込）	
被保険者数（人）	27,361	26,603	24,931	23,149	
歳入	保険税	2,591,512,242	2,479,493,182	2,576,047,000	2,415,418,000
	国庫支出金	3,103,000	194,000	408,000	0
	県支出金	8,445,936,073	7,924,220,271	8,463,773,000	8,341,921,000
	一般会計繰入金 （うち、その他繰入金）	768,981,030	774,209,226	929,276,000	1,078,253,000
	その他の収入	59,881,881	37,354,827	31,200,000	34,408,000
	基金繰入金	221,136,000	16,214,000	95,434,000	0
	繰越金	69,999,247	167,166,170	18,003,000	10,000,000
歳入合計	12,160,549,473	11,398,851,676	12,114,141,000	11,880,000,000	
歳出	総務費	204,574,964	214,261,568	224,213,000	259,412,000
	保険給付費	8,318,491,250	7,801,349,274	8,319,728,000	8,207,422,000
	国保事業費納付金	3,235,473,565	3,206,949,000	3,399,686,000	3,253,223,000
	保健事業費	125,598,029	124,815,100	146,479,000	134,191,000
	その他の支出	31,694,495	15,590,045	24,035,000	25,752,000
	基金積立金	77,551,000	17,883,000	0	0
歳入合計	11,993,383,303	11,380,847,987	12,114,141,000	11,880,000,000	
収支差引残	167,166,170	18,003,689	0	0	

※被保険者数（毎年度6月1日現在）

※歳入のうち、令和6年度（見込）の繰越金は、仮数値として計上

資産	基金保有額（前年度末）	237,350,000	93,765,000	95,434,000	0
	基金繰入	221,136,000	16,214,000	95,434,000	0
	基金積立	77,551,000	17,883,000	0	0
	財政調整基金残高（年度末）	93,765,000	95,434,000	0	0
	次年度への繰越金	167,166,170	18,003,689	0	0

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率の見直しまたは、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、平成29年12月の千葉県国民健康保険運営方針で財政運営に係る基本的な考え方と取組として、「市町村は、標準保険税率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険税率を決定すること。」としています。

また、「決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。」としています。

以上のことから、法定外繰入については、国保に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を払っているが、さらに国保の負担をお願いすることにも繋がることになるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施及び税率の見直し等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、現在、千葉県では「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の策定作業中であり、その案が示されています。その中には、「県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。」との記載があるため、令和12年度以降は一切の赤字繰入を実施しないことを求められていると想定しています。このため、遅くとも令和12年度からは、毎年、標準保険税率のとおり、改定していく必要があると考えています。

(1) 保険税率の状況

我孫子市の保険税率については、千葉県への国保事業費納付金を徴収するために必要となる標準保険料率を参考にして、税率改定を行っています。直近では、令和5年度に税率改定を行いました。しかし、歳入増となっても国保事業費納付金の不足分を十分に賄うことはできていない状況です。

年度	医療分				後期支援金分		介護分	
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
平成5	6.30	26.00	8,400	8,400	—	—	—	—
平成8	7.40	20.00	10,800	9,600	—	—	—	—
平成12	7.40	15.00	16,800	12,000	—	—	0.78	9,120
平成17	8.70	廃止	20,400	16,800	—	—	1.30	12,000
平成18	9.25	—	22,200	18,600	—	—	1.55	12,600
平成20	7.25	—	18,000	18,600	2.00	4,200	1.55	12,600
令和3	7.25	—	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
令和5	7.25	—	18,000	18,600	3.91	9,600	1.75	15,200

(2) 近隣市の保険料(税)率の状況

「東葛国保」の資料によると近隣9市の保険料(税)率の状況は、6市が過去5年以内に保険料(税)率の変更を行っています。また、表には記載されていませんが、流山市と鎌ヶ谷市は平成28年度に、市川市は平成27年度に保険料(税)率の変更を行っています。

保険者	年度	医療分				後期支援金分		介護分	
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
我孫子市	平成31	7.25	-	18,000	18,600	2.00	4,200	1.55	12,600
	令和2	7.25	-	18,000	18,600	2.00	4,200	1.55	12,600
	令和3	7.25	-	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
	令和4	7.25	-	18,000	18,600	2.75	6,200	1.75	15,200
	令和5	7.25	-	18,000	18,600	3.91	9,600	1.75	15,200
柏市	平成31	6.04	-	24,120	12,240	2.29	11,760	1.75	15,200
	令和2	6.23	-	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和3	6.23	-	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和4	6.23	-	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
	令和5	6.23	-	24,720	12,240	2.35	11,880	1.97	14,670
流山市	平成31	7.30	-	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和2	7.30	-	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和3	7.30	-	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和4	7.30	-	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
	令和5	7.30	-	19,200	15,600	2.20	5,500	1.60	12,600
松戸市	平成31	7.52	-	19,500	18,000	2.24	6,000	1.61	12,900
	令和2	7.52	-	19,500	18,000	2.24	6,000	1.61	12,900
	令和3	7.52	-	19,500	18,000	2.24	6,000	1.61	12,900
	令和4	7.52	-	19,500	18,000	2.24	8,000	1.61	12,900
	令和5	7.52	-	19,500	18,000	2.24	8,000	1.61	12,900
鎌ヶ谷市	平成31	7.20	-	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和2	7.20	-	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和3	7.20	-	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和4	7.20	-	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
	令和4	7.20	-	15,600	21,600	2.15	9,000	1.48	13,000
船橋市	平成31	6.50	-	24,360	-	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和2	6.50	-	27,360	-	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和3	6.50	-	27,360	-	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和4	6.50	-	32,360	-	2.63	8,590	1.20	9,610
	令和5	6.50	-	32,360	-	2.63	8,590	1.20	9,610
野田市	平成31	5.55	-	10,800	25,800	2.90	12,100	2.07	11,900
	令和2	5.55	-	9,000	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和3	5.55	-	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和4	5.55	-	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
	令和5	5.55	-	8,400	24,600	2.82	11,600	2.36	12,600
浦安市	平成31	6.66	-	17,400	24,400	1.83	8,000	1.45	12,000
	令和2	6.66	-	17,400	24,400	1.83	8,000	1.45	12,000
	令和3	6.66	-	17,400	24,400	1.83	8,000	1.45	12,000
	令和4	6.66	-	17,400	24,400	2.13	12,000	1.45	13,200
	令和5	6.66	-	17,400	24,400	2.13	12,000	1.45	13,200
市川市	平成31	7.30	-	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和2	7.30	-	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和3	7.30	-	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和4	7.30	-	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800
	令和5	7.30	-	12,000	20,400	1.45	6,800	1.50	10,800

(3) 税率改定の考え方

千葉県から毎年示される標準保険税率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。令和6年度の税率改定を検討するにあたっては、令和6年度の標準保険税率を用いる必要がありますが、例年、標準保険税率の確定係数が示されるのが1月末頃となり、仮係数は前年11月末頃となるため、税率改定案については令和6年度の標準保険税率の仮係数を参考に用いることとしました。

	医療分			後期支援金分		介護分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
① 現行税率	7.25%	18,000	18,600	3.91%	9,600	1.75%	15,200
② 標準保険税率 (仮係数 市町村算定方式)	7.78%	21,144	22,296	3.90%	10,471	1.99%	17,849
①と②の差	0.53%	3,144	3,696	-0.01%	871	0.24%	2,649

(4) 税率改定案

医療分の均等割を18,000円から21,200円に、平等割を18,600円から22,300円へ変更。後期支援金分の所得割を3.91%から3.85%に、均等割を9,600円から10,500円へ変更するものです。

なお、後期支援金分の所得割を標準保険税率より引き下げるのは、応能（所得割）・応益割（均等割）の標準的な割合は50：50ですが、現行は69：31であるため、令和5年度の標準保険税率の確定係数を参考に所得割を引き下げることで、応能・応益割合を改善させるとともに、中間所得層の負担増を極力抑えるためです。また、介護分については据え置きとします。

	医療分			後期支援金分		介護分		合計		一人当たりの 調定額
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
現行税率	7.25%	18,000	18,600	3.91%	9,600	1.75%	15,200	12.91%	61,400	118,087
改定案	7.25%	21,200	22,300	3.85%	10,500	1.75%	15,200	12.85%	69,200	122,635
現行税率との差	0.00%	3,200	3,700	-0.06%	900	0.00%	0	-0.06%	+7,800	+4,548

(5) 税率を変更することによる効果

税率改定案の通りに税率を見直した場合、税収として約1億円の歳入増（被保険者一人当たり約4,500円増）とともに、低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、交付金(保険基盤安定負担金)として、約4千万円の歳入増が見込めますが、予算編成上では、まだ約1億3千万円の不足額が生じる見込みです。

なお、不足額についての対応は、一般会計からの法定外繰入を想定しています。

【令和6年度調定額及び収納見込額】

単位円

	合計（医療分+後期支援金分+介護分）			収納額比較	交付金額 （保険基盤安定負担金）	一般会計繰入金額
	算出税額	調定額	予想収納額			
現行税率	3,011,970,000	2,446,069,000	2,287,073,000	0	258,031,000	271,544,000
改定案	3,159,116,000	2,555,166,000	2,389,080,000	+102,007,000	300,658,000	126,910,000

(6) モデル世帯の保険税試算

次の6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度上昇するかを検証する。

世帯条件及び所得条件については、【参考資料5】を基に構成割合の比較的高い世帯で試算。

モデルケース

	世帯条件	所得条件
①	1人世帯（40～64歳、7割軽減）	所得0円
②	1人世帯（40～64歳、5割軽減）	所得60万円
③	1人世帯（40～64歳、2割軽減）	所得80万円
④	1人世帯（40～64歳、給与所得のみ）	所得200万円
⑤	2人世帯（夫65歳以上、妻65歳未満、年金所得のみ）	所得 夫：250万円、妻：100万円
⑥	3人世帯（夫40歳以上、妻40歳未満、子15歳）	所得 夫：300万円、妻：100万円

試算結果

	現行年税率	税率改定案	現行との差
①	18,200	20,500	+2,300
②	52,500	56,200	+3,700
③	96,500	102,600	+6,100
④	263,900	270,800	+6,900
⑤	393,500	403,800	+10,300
⑥	511,800	525,900	+14,100

千葉県国民健康保険運営方針

財政運営に係る基本的な考え方と取組

ア 総論

○ 国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計において単年度の収支が均衡していることが原則である。

イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

○ 従来、市町村は、個々の市町村ごとの保険給付費等から国庫負担金等の公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を集めるために必要な保険料率を設定していたが、平成30年度以降は、県全体の保険給付費等から公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を基に、県が市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金の額を基礎とし、保健事業に要する費用等を加味して保険料率を設定することが基本となる。

○ 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。

○ 現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみると、形式的な財政収支の均衡を図るために、一般会計から多額の決算補填等目的の法定外繰入が行われる等、一部の市町村が実質的な赤字となっている。また、一部の市町村では国民健康保険特別会計の単年度収支不足による繰上充用が行われていることから、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である。

○ 市町村において行われている法定外繰入の内訳は、その目的に応じ、

- ・ 決算補填等を目的としたもの。
- ・ 保健事業に係る費用についての繰り入れ等の決算補填等目的以外のもの。

に分類できる。

○ このうち、「決算補填等目的の法定外繰入額」及び「繰上充用金」を解消または削減すべき対象としての「赤字」とする。

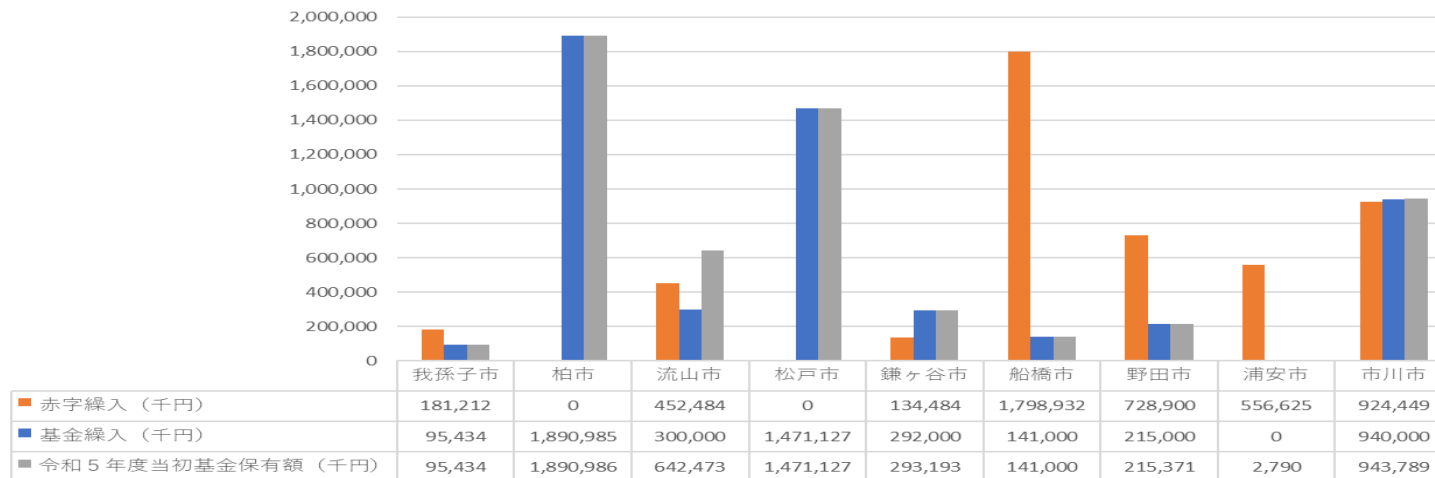
○ 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。しかしながら、当該法定外繰入の早急な解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある。

近隣市の令和5年度保険料（税）率の状況及び財政状況

近隣市令和5年度保険料（税）率の状況

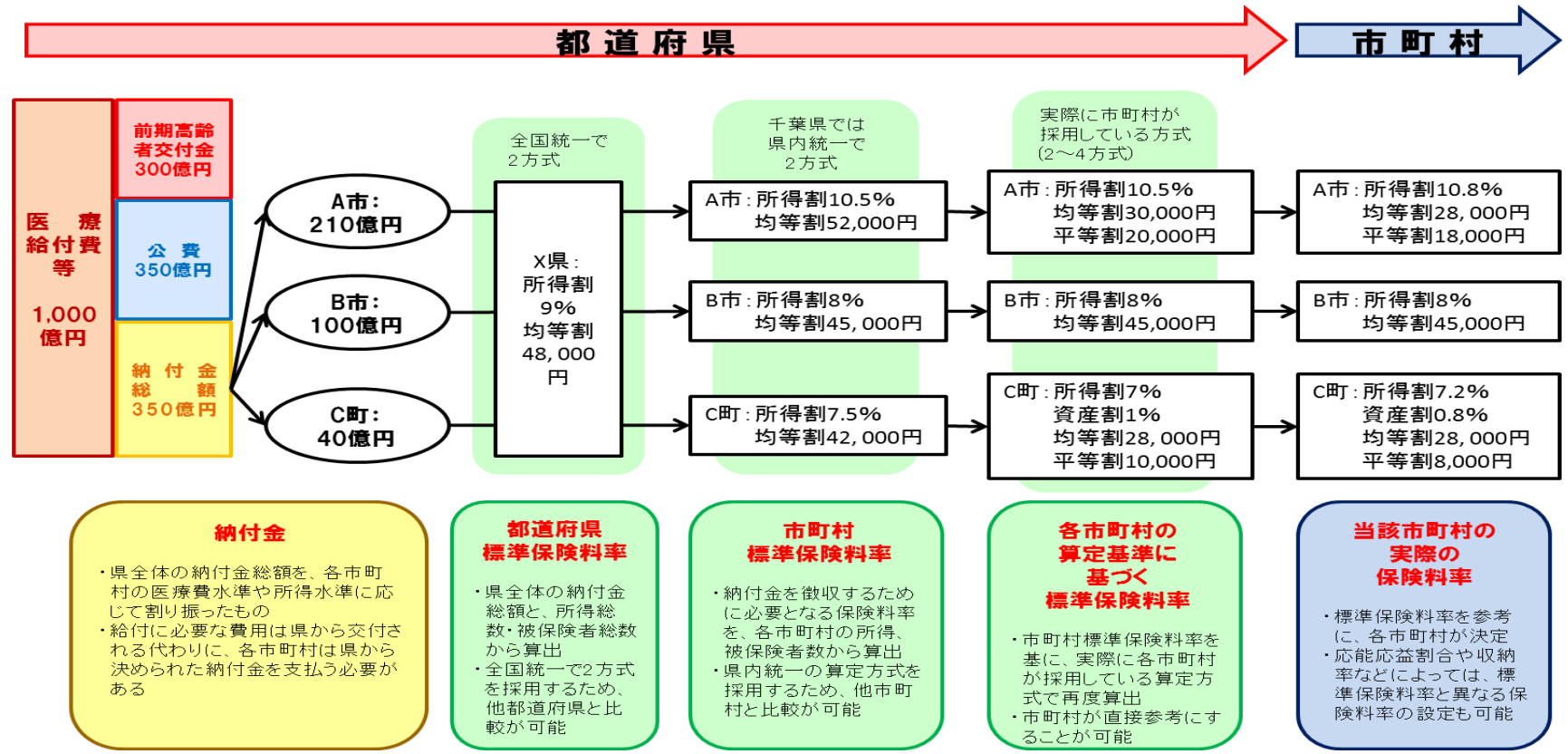


令和5年度当初予算近隣市財政状況



参考資料 3

標準保険料率の算定イメージ



我孫子市の標準保険料率（令和6年度・仮係数）

	都道府県標準保険料率	市町村標準保険料率	市町村算定方式標準保険料率 ①	現行保険税 (令和5年度) ②	①と②の差 (①-②)
医療分	所得割 (%)	7.19	6.95	7.25	+0.53
	均等割 (円)	43,389	41,893	18,000	+3,144
	平等割 (円)	—	—	18,600	+3,696
後期支援金分	所得割 (%)	2.88	2.85	3.91	-0.01
	均等割 (円)	16,898	16,747	9,600	+871
介護分	所得割 (%)	2.25	2.25	1.75	+0.24
	均等割 (円)	16,336	16,307	15,200	+2,649

参考資料 4

現行の保険税率を令和 6 年度仮係数の市町村算定方式標準保険料率に近づけた場合、次の通りになる。

【医療分】

		現行	標準保険料率
医療分	所得割 (%)	7.25	7.78
	均等割 (円)	18,000	21,144
	平等割 (円)	18,600	22,296
収納見込額 (円)		1,469,679,987	1,624,911,840
現行との差分		0	155,231,853

【後期支援金分】

		現行	標準保険料率
支援金分	所得割 (%)	3.91	3.90
	均等割 (円)	9,600	10,471
収納見込額 (円)		650,692,471	663,707,335
現行との差分		0	13,014,864

すべて標準保険料率に合わせて税率改定した場合、
 医療分 (155,231,853 円増)
 + 後期支援金分 (13,014,864 円増)
 + 介護分 (29,554,820 円増) で
 合計+197,801,537 円の収納増が見込める予定。

【介護分】

		現行	標準保険料率
介護分	所得割 (%)	1.75	1.99
	均等割 (円)	15,200	17,849
収納見込額 (円)		166,702,146	196,256,966
現行との差分		0	29,554,820

所得階級別世帯人員別世帯分布表（令和5年6月時点）

所得階級	所得階級別世帯人員別世帯数							世帯数 合計	構成 割合
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯		
未申告世帯	1,103	254	105	41	14	3	3	1,523	8.0%
0円	2,472	302	48	19	4	1	0	2,846	17.0%
約100万以下	2,429	739	128	27	7	2	0	3,332	20.0%
約100万台	2,502	1,468	188	50	13	3	1	4,225	25.0%
約200万台	1,087	780	133	36	17	3	0	2,056	13.0%
約300万台	549	280	68	34	9	3	1	944	5.0%
約400万台	401	185	56	34	11	1	1	689	4.0%
約500万台	195	77	26	18	6	0	1	323	1.9%
約600万台	146	65	20	17	6	0	1	255	1.5%
約700万台	162	41	17	7	1	0	0	228	1.4%
約800万台	79	27	4	7	0	2	0	119	0.7%
約900万台	50	18	5	2	0	0	0	75	0.4%
1000万円超	223	82	32	16	7			360	2.1%
合計	11,398	4,318	830	308	95	18	8	16,975	100.0
構成割合	67.1%	25.4%	4.9%	1.8%	0.6%	0.1%	0.1%	100.0	

7割軽減 世帯数	5割軽減 世帯数	2割軽減 世帯数	通常 世帯数
			1,522
2,844			0
1,365	1,559	410	0
11	310	1,526	2,378
0	6	70	1,980
0	1	9	936
0	2	0	688
0	0	0	325
0	0	2	255
0	0	0	230
0	0	0	120
0	0	0	75
			360
4,220	1,877	2,016	8,869
24.8	11.1	11.9	52.2

※この表から国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができます。

- 世帯所得200万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の80%以上を占めている（未申告世帯含む）。
- 1人世帯の割合が67.1%、2人世帯の割合が25.4%となっており、全体の92.5%を占めている。
- 全世帯の約半分（47.8%）が所得の少ない世帯に対する法定軽減の適用世帯となっている。